

平成26年1月23日

新潟県知事 泉田 裕彦 様

にいがた食の安全・安心審議会  
会長 村山 伸子



にいがた食の安全・安心基本計画改定案について（答申）

平成25年11月20日付け生衛第809号で諮問のあった「にいがた食の安全・安心基本計画改定案」について、下記のとおり答申します。

記

1 改定案の修正を求める意見

改定案本文に対し修正を求める意見はないが、改定案の概要版について、本計画を周知するための資料であることから、次の事項を盛り込むことが適当である。

- (1) 不適切表示に関する飲食店への指導について
- (2) 保健所で野生きのこの鑑別相談に対応していることについて

2 計画に基づく取組の進め方に関する意見

目標達成に向けて、行政、食品関連事業者、消費者が連携して実効性の高い取組を進めることが望まれる。

なお、個々の取組を進めるにあたり、次の点に配慮いただきたい。

- (1) 近年、農産物直売所の数と売上げが増えていることを踏まえ、販売されている農産物の安全に関する判断情報を消費者に提供するための方法を検討すること。（施策1、10関係）
- (2) 食品表示ウォッチャーの活動実績の周知に努めること。（施策7関係）
- (3) 県外（首都圏）への情報発信の充実に努めること。（施策9関係）
- (4) 食品の安全性について消費者と事業者等との間に認識の差があることを踏まえ、その差を埋めるよう科学的な知識の普及に努めること。（施策11関係）
- (5) 事業者団体による食の安全・安心に関する取組に対し、県として支援に努めること。（施策11関係）
- (6) 野生きのこの鑑別ができる人材の育成について検討すること。（施策13関係）

